



児童手当制度の改正

「児童手当」について、国の法令改正が10月1日から施行されることに伴い、以下のとおり制度改正が実施されることとなります。

○児童手当制度改正（概要）

	旧（現行制度）	新（令和6年10月改正後～）
支給対象月齢	15歳到達の年度末まで	18歳到達の年度末まで
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限限度額を超過した場合→特例給付 所得上限限度額を超過した場合→受給資格喪失 	所得制限限度額・上限限度額共に撤廃
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満：一律15,000円 3歳から小学校卒業まで 第1・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生：一律10,000円 所得制限限度額以上（＝特例給付） 一律5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳から18歳到達年度末まで 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子カウント対象	18歳到達の年度末まで	22歳到達の年度末まで ※①監護相当 ②生計同一（両方満たす必要有り） ※児童福祉施設等（里親委託含む）の場合は、多子カウント対象外
支払月期	年3回、原則10日支給（※余市町の場合） ①6月期（2～5月分）②10月期（6～9月分） ③2月期（10～1月分）	年6回、支給日の変更は無し ①4月期（2・3月分）②6月期（4・5月分） ③8月期（6・7月分）④10月期（8・9月分） ⑤12月期（10・11月分）⑥2月期（12・1月分）
支払通知書	各支払期毎に発送 発送日：原則、支払月最初の開庁日	原則、廃止（※支給額等に変動が生じた月は発送）

本制度改正に伴い、書類の提出が必要となる方につきましては、8月下旬に必要な書類を発送予定ですので、必要事項をご記入のうえ、期日までにご提出をお願いします。（原則、窓口での提出としますが、やむを得ない事情がある場合に限り、郵送による提出も可能とします。）

提出期限：10月31日（木）

なお、提出がないまたは遅延した場合は、制度改正後初回支払である、12月支払（令和6年10・11月分手当）に間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

※公務員の方につきましては、各所属庁へ相談してください。

※受給者の方が余市町外在住の場合は、お住まいの自治体担当部署へ相談してください。

※11月1日から令和7年3月31日までに提出された方は、遡及して令和6年10月分手当から受給可能となりますが、提出時期によって支払月が異なりますので、ご了承ください。

※令和7年4月1日以降に提出された場合は、遡及して令和6年10月分手当から受給開始とはならず、申請月の翌月分手当から受給開始となりますので、申請漏れがないよう十分にご注意ください。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122